

(公正取引委員会)

事 項 名	20年度減量・効率化の取組内容
本局内部部局等におけるアウトソーシング等による効率化	公正取引委員会行政効率化推進計画を踏まえ、秘書業務、会計業務、電話交換業務、公用車関係業務等の外部委託を継続して実施するとともに、その他の業務についても積極的に外部委託を推進すること等により、平成18～19年度に定員を2人合理化、20年度に1人合理化することを含め、引き続きアウトソーシングの推進等による業務の効率化を図る。
【地方事務所】	
地方事務所におけるアウトソーシング等による効率化（☆）	地方事務所におけるアウトソーシングの推進等による総務関係業務の効率化により、平成18～19年度に定員を1人合理化した。20年度以降も引き続きアウトソーシングの推進等による業務の効率化を図る。
地方事務所における独占禁止法等に係る相談対応等の業務の効率化・合理化（☆）	地方事務所における独占禁止法等に係る相談対応、指導、調査等の業務の効率化・合理化を図ることにより、平成18～19年度に定員を3人合理化した。独占禁止法及び下請法について、都道府県や各地の商工会議所及び商工会等でも対応可能な相談レベルを引き上げるため、相談事例集の配布、経営指導員研修等に対する講師派遣、メーリングリストによる情報提供を行うとともに、これら機関との取組を紹介するためのポスター等の配布を実施するなどし、引き続き業務実施体制の効率化・合理化を図る。
地方事務所における業務実施体制の見直しによる合理化（☆）	地方事務所における独占禁止法違反事件の審査等に係る業務実施体制の見直し等を図ることにより、平成18～19年度に6人、20年度に3人合理化することを含め、22年度末までに定員を13人以上合理化する。
下請法に基づく調査、独占禁止法違反に関する申告等のオンライン利用促進による業務の効率化・合理化（☆）	下請法に基づく定期調査、独占禁止法違反に関する申告等のオンライン利用率の向上に努め、業務実施体制の効率化・合理化を図ることにより、平成19年度に定員を3人合理化した。20年度においても、独占禁止法違反に関する申告について1人合理化するなど、引き続き業務実施体制の効率化・合理化を図る。
業務・システムの最適化に基づく業務の効率化・合理化	<p>人事、給与等の内部管理業務の効率化を図る。</p> <p>「公正取引委員会内ネットワーク（共通システム）最適化計画」に基づき、公取委LANについて、機器の統合・更新、拠点間回線の見直し等による最適化を実施し、業務の効率化と経費の削減を図る。</p> <p>これらの取組により、平成18～19年度に4人、20年度に1人合理化することを含め、22年度末までに定員を7人合理化する見込みである。</p> <p>以上のほか、府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システムについては、各最適化計画の進捗状況を踏まえつつ、各計画の担当府省と調整を行い、府省共通業務・システムの導入による業務の効率化・合理化を実施する。</p>

--	--

(注) 事項名に (☆) がある事項における平成20年度の合理化数は他の事項との重複がある。